

ペットボトル処理業務委託仕様書

本仕様書は、逗子市長（以下「発注者」という。）が、受注者に発注者及び発注者が指定した収集事業者（以下「収集事業者等」という。）が集積した一般廃棄物であるペットボトルをペットボトル中間処理施設（以下「処理施設」という。）において中間処理作業を行う業務（以下、「本業務」という。）に適用する。

1 目的

本業務は、処理施設及び、逗子市環境クリーンセンター（以下「センター」という。）に集積したペットボトルを業務場所に設置した処理施設を使用し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「容リ協」という。）の分別基準に適合するペットボトルベール（以下「ベール」という。）を作成し、容リ協から指定された引渡事業者へ引渡すほか、付帯作業を行うことを目的とする。

2 受注者の資格要件

- (1) 受注者は、市町村長等が許可する一般廃棄物収集運搬業許可、同処理業許可または、都道府県知事が許可する産業廃棄物収集運搬業許可、同処分業許可を受けているものとし、廃棄物の処理に関する知識を有していなければならない。
- (2) 受注者は、入札日以前 3 年以内に官公庁発注のペットボトル中間処理後、容リ協へ引渡す業務の元請受注実績を 1 年以上有していなければならない。
- (3) 受注者は、容リ協の分別基準を把握し、対応可能でなければならないものとし、前項の業務の受注中、容リ協の品質調査において D 評価を受けていてはならない。
- (4) 受注者は、入札日以前の過去 5 年以内に、官公庁による指名停止処分及び、法令違反による行政処分を受けていてはならない。
- (5) 受注者は、本業務を履行するにあたり、センターから業務場所までのペットボトル搬送及び、処理時に発生する不適物搬送等に使用する車両及び運転者は、受注者が用意しなければならない。
- (6) 受注者は、前項の搬送車両の運転に有効な、都道府県公安委員会発行の自動車運転免許証及び、都道府県労働局登録機関発行のフォークリフト技能講習修了証を取得している作業員を配置しなければならない。
- (7) 受注者は、収集されたペットボトルを次回収集日の前日までに処理が完了できる作業員を配置して本業務を履行しなければならない。
- (8) 受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 4 条第 1 号及び、第 2 号の規定に適合していなければならない。

- (9)受注者は、神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号。）及び、逗子市暴力団排除条例（平成 23 年逗子市条例第 15 号。）で定める、暴力団員、暴力団員等、暴力団経営支配法人等に該当してはならない。
- (10)本項の規定は、下請負事業者を含むすべての本業務関係者についても同様とする。

3 委託の期間

令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで。

4 業務場所

住所：逗子市池子 4 丁目 952 番地

名称：逗子市ペットボトル中間処理施設(旧逗子市浄化センター敷地内)

5 業務概要

- (1)受注者は、発注者が別途委託する、収集事業者等が集積したペットボトルを、業務場所における中間処理施設を使用して容リ協の分別基準に適合するようにペットボトルの中間処理を行い、不適物の処理及び、引渡事業者へバールの引渡しその他、付帯作業を行うものとする。
- (2)受注者は、収集事業者等が集積したペットボトルについては、全量業務場所において中間処理するものとし、発注者から別途指示がある場合を除き、無断で他所への移送、引渡し、売却、不適正保管、不法投棄等をしてはならない。
- (3)受注者は、発注者が指定するバールの引渡事業者とバール引渡しに関する事項及び、バール搬出日時等について、調整するものとする。

6 業務内容

- (1)受注者は、次の業務を実施するものとする。
- ①収集事業者等が収集したペットボトルをペットボトルストックヤードまたは、ペットボトル処理棟内へ受入れる業務
 - ②センター内に集積したペットボトルを業務場所まで搬送する業務
 - ③フォークリフト等を使用し、ペットボトルストックヤードからペットボトル処理棟へペットボトルを搬送する業務
 - ④ごみ袋の破袋、袋内からの内容物の全量摘出、破袋した袋等、不適物の分別、除去業務
 - ⑤除去した不適物の内、容器包装プラスチックとして再生可能なごみ袋、可燃物、不燃物等を種類別に搬送車へ分別積載のうえ、センターまでの搬送、計量及び、発注者が指定する場所へ排出する業務
 - ⑥処理機器、処理施設の清掃、簡易な整備及び、P P バンドのセットに係る業務

- ⑦分別後のペットボトルを減容機に投入し、圧縮されたベールをパレットに積載し、荷崩れ防止用ラップ巻きによる梱包及び、ベールストックヤードへの移送保管業務
 - ⑧発注者が指定するベール引渡事業者とのパレットの借用返却、搬出日時調整及び、ベール引渡し業務
 - ⑨本業務の実施に伴う帳票等の作成、提出、報告、協議等の業務
 - ⑩処理施設、処理機器、貸付車両等の保守点検、修繕等に係る、日程調整、事業者の対応等
 - ⑪施設見学者に対する対応、展示物の事前確保、用意
 - ⑫門扉前広場を含む敷地内及び、側溝清掃
 - ⑬降雪予想時における門扉前のバリケード設置及び、門扉前広場を含む敷地内の除雪
 - ⑭その他本業務に付帯し、発注者が指示をする業務
- (2)受注者は、容リ協及び引取業者が定める引取り品質ガイドライン基準等に適合するように、本業務を履行しなければならない

7 飛散防止対策

- (1)受注者は、施設等における集積物の飛散防止対策に努めるものとし、飛散物については、速やかにすべて回収し清掃を行わなければならない。
- (2)受注者は、前項の対応を怠り、施設等からの飛散物による苦情、事故、損害賠償等が発生した場合にはすべて受注者の責任と負担において対応しなければならない。

8 委託料

- (1)委託料の支払いは月払いとし、受注者は契約後速やかに、月払い支払い内訳書を作成し、発注者へ提出するものとする。
- (2)受注者は、月払い内訳書の作成にあつては、作業員の増員該当月を除き、各月の支払額を可能な限り平準化して支払額を定めるものとし、端数額は、令和7年3月分に計上するものとする。
- (3)受注者は、業務完了後、翌月速やかに実績報告書及び、請求書を発注者に提出し、発注者は業務履行確認後、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、これにより難しいときは、45日以内とする。

9 処理予定量

- (1)212トン（2023年度収集実績量）
- (2)収集状況等により、数量が増減することを受注者は承諾するものとする。

10 勤務体制

- (1)受注者は、処理作業にあたっては、搬送車運転資格保有者及び、フォ

ークリフト技能講習修了の運転資格を有する者を含み、次回収集日前日までに処理が完了可能な人員を配置して業務を履行しなければならない。

11 業務時間等

- (1) 本契約における勤務時間は、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（元日を除く。）を含む月曜日から金曜日の午前 8 時 15 分から午後 5 時 00 分までとし、正午から午後 1 時までの 60 分間は休憩にあてるものとする。
- (2) 発注者は、必要と認めるときは、作業時間の延長及び土曜日、日曜日及び、年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの期間）の作業について受注者と協議ができるものとする。

12 服務規律

- (1) 受注者は、本業務が発注者の実施する公共事業の代行者であることを認識し、全体の奉仕者の理念の下、法令等を順守し、職務に専念しなければならない。
- (2) 受注者は、市民等との応対の際には、服装・言語及び態度に十分注意をし、市民に不快・不穏の念を与えないよう誠実かつ適切に対応しなければならない。

13 提出書類

- (1) 受注者は、契約後、速やかに次の内容を記載した作業員名簿に資格証の写しを添付のうえ、発注者に提出しなければならない。
 - ① 氏名、役職（該当者のみ）、保有資格名
 - ② 入社日、経験年数
 - ③ 自動車運転免許証及び、フォークリフト運転技能講習修了証の写し
- (2) 受注者が発注者に提出する資格証の写しは、本籍、住所、生年月日が消去されておりかつ、資格名、発行機関、発行日、顔写真、氏名が明瞭に確認できるものとする。
- (3) 受注者は、作業員に変更が生じた場合は、その都度、保有資格証の写しを添付のうえ、変更日を記入した作業員名簿を発注者へ遅滞なく提出するものとする。

14 施設設備等の無償貸付及び維持管理に係る経費等の負担

- (1) 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和 39 年逗子市条例第 15 条）第 7 条の規定により、発注者が受注者に無償貸付が可能な施設設備及び貸付車両は次のとおりとする。
- (2) 施設設備（以下「施設等」という。）
 - ① 職員詰所棟・車庫・屋外トイレ（エアコン等施設設備を含む。）

- ②ペットボトル処理棟（棟内中間処理機器を含む。）
 - ③ペットボトルストックヤード、ペットボトルバールストックヤード
 - ④駐車場
 - ⑤処理棟
- (3)施設等については、受注者は善管注意義務をもって使用し、門扉、建物等の施錠、開錠、機械警備のセット、解除を行うなど施設等の管理を受注者の責任において行うものとする。
- (4)受注者の責により施設等に損傷が生じ、修繕が必要となったときは、受注者の責任と負担において原状復旧を行う義務を負う。
- (5)受注者は、施設等の整理整頓清掃整備を行い常に清潔に保つものとし、火災予防には十分注意するものとする。火気使用後は退所時に確実に消火を及び、プロパンガスの元栓閉を確認しなければならない。
- (6)受注者は、発注者が負担する消耗品、予備品等の管理を行うものとし、常に在庫数量を把握し、在庫僅少となった場合は速やかに発注者に申出るとともに、作業日誌に記載するものとする。
- (7)昼休憩時については、処理装置等の電源断、照明等の消灯等、節電に努めるものとする。
- (8)貸付車両
発注者は、受注者に下記車両を無償貸付するものとする。

製造番号	車種	最大荷重	年式	その他
A8FD-62006	フォークリフト	1,300kg	H29	バケット付き

- (9)貸付車両の維持管理にかかる車両の法定点検費用、保守点検整備等費用、燃料費、保険料（任意・自賠責）及び租税公課費等、一切の費用については受注者の負担とする。
- (10)任意保険については、本業務に使用する全ての貸付車両について、受注者の負担により対物損害賠償（無制限）及び対人賠償（無制限）の任意保険に加入のうえ、加入証明書の写しを加入後速やかに発注者へ提出しなければならない。
- (11)貸付車両は、本業務に限り使用できるものとし、不調を認めた際は、速やかに発注者に報告すること。
- (12)貸付車両のアイドリング、走行、作業は必要最小限とし、省燃費に努めるものとする。

15 連絡体制等

- (1)受注者は、現場代理人を指名し、発注者と協議または依頼等をする必要が生じた場合は、現場代理人を通じて発注者の指定する監督員と協議ができるものとする。
- (2)受注者は、現場代理人を通じ、すべての作業員に対し、确实かつ速やかに引継事項や連絡周知を行わなければならない。

16 業務報告

- (1)受注者は、業務報告について作業日毎に作業日誌をもって行うものとし、速やかに発注者に提出するものとする。
- (2)受注者は、作業開始前に作業員全員に対する飲酒検知及び、運転担当作業員に対する貸付車両運転操作資格証の原本を目視確認して作業日誌に記入し、貸付車両の運行前点検、月次点検を行い、点検表に点検結果を記載するものとする。
- (3)受注者は、施設等の機器及び貸付車両の異常、または損傷等特記事項について、作業日誌及び、点検表に漏れなく記載するものとし、緊急を要する場合は、口頭にて速やかに報告するものとする。

18 安全管理

- (1)受注者は、業務に従事する受注者の作業員に対し、安全な業務を遂行するよう事前に受注者の作業員全員に現場研修等の他、適宜安全講習等を実施し、業務内容について十分に理解させたくえで業務に従事させるものとし、職務規律の維持に責任を負い秩序ある委託業務の履行を図らなければならない。
- (2)受注者は、運転資格証が不携帯の作業員については当該貸付車両の運転操作をさせてはならないものとし、飲酒を検知した場合は、本業務に従事させてはならない。
- (3)受注者は、業務の場所において貸付車両を運転する場合は周囲に十分注意し、徐行誘導にあたるなど安全運転をしなければならない。
- (4)受注者は、貸付車両の誘導を積極的に行うものとし、後退する際は必ず誘導を行うものとする。
- (5)受注者は、処理施設の不調に対応する場合は、各機器を完全に停止させてから行わなければならない。また、再稼動するときは、安全を確認するものとする。
- (6)受注者は、作業時は周囲に十分注意を払い、適切な保護具等を確実に着用の上、安全作業をしなければならない。
- (7)受注者は、事故が発生したときは直ちにけが人の救護及び、二次災害防止措置を行い発注者に口答にて報告し、その後、書面により報告しなければならない。
- (8)受注者が、発注者の施設、車両または第三者等に損傷、被害を与えた場合は、受注者の責任と負担において原状復旧しなければならない。原状復旧ができない場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (9)受注者は、地震火災等災害発生の上きは、安全確保を行った後、施設等の損傷の有無について発注者に連絡するものとする。

19 契約の解除等

- (1)発注者は、契約期間中、次の各号に該当する事情が生じたときは、こ

の契約を解除することができる。

①受注者がこの契約に違反したとき。

②受注者の業務において、ベールの品質について容リ協が実施するベール品質調査において総合判定がAランク評価を保持することができないと発注者が判断したとき。

③業務を委託する必要がなくなったとき。

(2)前項①、②の規定によりこの契約を解除するときは、受注者は発注者にその損害を請求することができない。

20 費用負担

(1)発注者は、中間処理装置の定期整備費、施設管理に係る機械器具、機器予備品、消耗部品、潤滑油を負担するものとする。

(2)受注者は、電気料金、水道代、プロパンガス代、荷崩れ防止用ラップ代、貸付車両燃料代、法定点検費、作業に必要な工具、作業員が使用する被服、靴、保護具、清掃用具、処理作業上使用する消耗品に係る経費を負担するものとする。

21 その他

(1)受注者は、本契約を履行するに当たり、関係法令等を遵守しなければならない。

(2)受注者は、業務場所内においては、車内を含め全面禁煙とする。

(3)発注者は、受注者の行う業務が、この仕様書に適合にしないと認めたときは、受注者に対し適合するよう指示することができる。この場合において、受注者は発注者の指示に従わなければならない。

(4)発注者は、本業務内容について市民等に公表できるものとし、受注者は、これに同意するものとする。

(5)業務委託契約書、仕様書等に記載無き事項が生じた場合は、逗子市財務規則によるほか、その都度発注者、受注者協議のうえ定めるものとする。